

四日市市告示第492号

四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年9月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱（平成25年四日市市告示第507号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表（第2条及び第5条関係）		
補助金の対象施設	補助単価	単位
地域密着型特別養護老人ホーム（定員29人以下の特別養護老人ホームをいう。）	<u>800千円</u>	定員数
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	<u>800千円</u>	定員数
小規模多機能型居宅介護事業所	<u>800千円</u>	宿泊定員数
看護小規模多機能型居宅介護事業所	<u>800千円</u>	宿泊定員数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>13,300千円</u>	施設数

改正前

別表（第2条及び第5条関係）

補助金の対象施設	補助単価	単位
地域密着型特別養護老人ホーム（定員29人以下の特別養護老人ホームをいう。）	<u>621</u> 千円	定員数
<u>小規模介護老人保健施設（定員29人以下の介護老人保健施設をいう。）</u>	<u>621</u> 千円	定員数
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	<u>621</u> 千円	定員数
小規模多機能型居宅介護事業所	<u>621</u> 千円	宿泊定員数
看護小規模多機能型居宅介護事業所	<u>621</u> 千円	宿泊定員数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>10,300</u> 千円	施設数

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。